

伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守 業務に係る公募型プロポーザル評価基準書

平成 30 年 5 月

伊賀市

伊賀市（以下「本市」という。）が業務で使用する滞納整理システム（以下「本システム」という。）及び本システム導入後の運用保守の受託候補者を選定するため行う公募型プロポーザル方式の評価基準を、次のとおり定める。

1 審査機関

- (1) 審査は、伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 審査委員会は、事業者から提出された企画提案書等について、「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル評価基準書」（以下「評価基準書」という。）に基づき評価する。

2 最優秀候補者の選定

本プロポーザルの審査は、1次審査及び2次審査の2段階で行う。最優秀候補者の特定までに関わる審査は、審査委員会が実施し、最も優れた提案を行った事業者を契約の最優先候補者として選定する。

審査委員会は、提案内容を公平かつ客観的に評価して、最優秀候補者の選定をするため、1次評価では、技術面及び価格面の2つの観点で評価し、2次評価では、1次評価で選定された事業者によるデモンストレーションによる評価を行う。1次評価及び2次評価の合計点を合わせた総合計点により最優秀候補者を選定する。

複数の提案者の総合計点が同点である場合は、「デモンストレーション評価点」が高い者を最優秀候補者とする。また、それでも決定しない場合は、審査委員会の総合的な評価により最優秀候補者を決定する。

ただし、審査委員会の評価において審査委員会委員（以下「各委員」という。）の過半数が総合計点の2分の1以下と採点した場合は、見送ることもあり得る。また、提案者が1者のみの場合でも実施する。

3 評価方法

評価方法については以下のとおりとする。

なお、各評価点の算出にあたっては、小数点以下2桁までを有効として、小数点以下3桁目で四捨五入する。

(1) 評価の観点

以下の観点から提案内容を評価する。

項 目		評価の観点
一次評価	技術評価	提案内容評価 「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画提案書（以下「企画提案書」という。）」の内容から、本市が要求する業務要件に対して、性能・信頼性・拡張性を考慮した適正なシステム構成の提案であるか評価する。
		機能評価 「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザルシステム機能調査表（以下「システム機能調査表」という。）」の評価項目に対する回答内容により、本市が要求する業務要件に対するシステムの適合度合いを評価する。
	価格評価 「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル提案見積書（以下「提案見積書」という。）」を基に、5年間のライフサイクルコストを総額で点数化して評価する。	
二次評価	デモンストレーション評価 デモンストレーション評価項目について、デモンストレーションを実施して、機能・操作性・画面の見やすさ等を評価する。	

(2) 評価点の配分

総合計点の満点を 1,000 点とし、各評価項目の評価点の配分は次のとおりとする。

項 目			評価点 (満点)
一次評価	技術評価	提案内容評価	100 点
		機能評価	300 点
	価格評価	200 点	
二次評価	デモンストレーション評価		400 点
総合計点			1,000 点

4 採点方法について

(1) 技術評価の採点方法について

① 提案内容評価 (100 点満点)

提案内容評価点は、「企画提案書」の内容から、次の方法により算出する。

提案内容評価項目及び評価項目毎の評価点は次のとおりとする。

提案内容評価点 (総合点)				100 点
項番	大項目	項番	小項目	評価点 (満点)
1	会社概要等 導入・運用実績	1.1	会社概要等	2 点
		1.2	導入・運用実績	4 点
2	システム構築	2.1	機能体系	2 点
		2.2	操作性	25 点
		2.3	追加機能	4 点
		2.4	帳票	2 点
		2.5	システム連携	15 点
		2.6	移行要件	10 点
		2.7	稼動前研修	2 点
3	システム基盤	3.1	システム基盤 (全般)	4 点
		3.2	システム基盤 (機器等)	2 点
		3.3	セキュリティ	2 点

4	導入・運用	4.1	導入計画	4点
		4.2	運用確認期間	2点
5	保守業務	5.1	運用保守業務	4点
		5.2	ハードウェア保守業務	4点
6	その他	6.1	課題解決	4点
		6.2	次回更新	4点
		6.3	追加提案	4点

② 提案内容評価点の算出方法

各委員は、各小項目の評価について、以下の【提案内容評価基準表】にて実施し、小項目毎に以下の【提案内容評価点算出式】にあてはめ、各委員の小項目毎の評価点を算出する。

なお、各委員の小項目毎の評価点の総和を審査委員会の構成員数の合計で除して算出した数値を、審査委員会での評価に用いる。

【提案内容評価基準表】

基準点	評価基準
5	提案内容は本市にとって期待以上である。
3	提案内容は標準である。
1	提案内容に不明確な箇所があり、採用には十分な調整が必要である。
0	採用できない。

【提案内容評価点算出式】

評価点 = $\frac{\text{基準点} \times \text{小項目毎の満点}}{5}$

③ 機能評価 (300点満点)

機能評価点は、「システム機能調査表」の回答から、次の方法により算出する。「システム機能調査表」の各項目は、本市が本システムに求める機能要件である。なお、「カスタマイズ対応」の定義は、パッケージシステムのプログラムを変更することで要求する機能を実現することをいう。

機能評価項目及び評価項目毎の評価点は次のとおりとする。

機能評価点（総合点）			300点
項番	大項目 ※「システム機能調査表」中分類にかかる項目	小項目数※「システム機能調査表」小分類にかかる項目数	評価点（満点）
1	滞納者検索	9	2.0点
2	個人照会画面	39	23.6点
3	経過記録画面	10	6.4点
4	未納状況管理画面	14	6.8点
5	収納状況管理画面	5	2.6点
6	課税情報画面	11	7.6点
7	納付受託管理画面	12	4.8点
8	分納誓約管理画面	32	27.4点
9	催告処理	21	16.8点
9	延滞金管理	6	3.6点
10	時効管理	12	13.4点
11	欠損管理	5	3.2点
13	財産調査	10	17.2点
14	財産調査結果登録	11	5.6点
15	滞納処分	4	1.6点
16	滞納処分入力	16	9.8点
17	滞納処分集計	1	0.4点
18	配当充当処理	1	0.4点
19	納期限変更	1	0.4点
20	猶予	6	4.8点
21	執行停止	3	1.2点
22	公売管理	3	1.2点
23	事件管理・交付要求	4	2.2点
24	納税義務の拡張	4	1.6点
25	対象者抽出	38	37.8点
26	予定管理	2	0.8点
27	進行管理	4	1.6点
28	集計・統計	4	4.8点
29	収集情報の保存機能	1	1.0点
30	操作性・保守性	13	12.2点
31	マスタ管理	2	3.0点
32	文書	1	0.4点

33	システム管理項目	6	6.2点
34	連携	10	20.0点
35	データ移行	11	17.8点
36	複数部署対応	14	29.8点

④ 機能評価点の算出方法

各機能評価項目の評価について、小項目毎に以下の【「システム機能調査表」の回答内容に対する評価基準表】にて実施して、大項目毎に、小項目の合計点を以下の【機能評価点算出式】にあてはめ、評価点を算出する。

【「システム機能調査表」の回答内容に対する評価基準表】

回 答 区 分			基準点	
◎	標準パッケージ		1	
○	代替案又は運用回避	担当課にて判定	機能・操作性ともに問題はない。	1
			機能に問題はないが、操作性に若干の問題がある。採用してよい。	0.6
			操作性に問題はないが、機能に若干の問題がある。採用してよい。	0.4
			採用できない。	0
△	△：カスタマイズ対応		0.1	
×	×：対応不可		0	
	記載なし		0	

【機能評価点算出式】

$$\text{各評価項目の} = \frac{\text{「システム機能調査表」に対する回答内容を【「システム機能調査表」の回答内容に対する基準表】にて置き換えた点数の大項目毎の小項目合計点}}{\text{大項目毎の小項目数}} \times \text{各評価項目の満点数}$$

(2) 価格評価の採点方法について (200 点満点)

価格評価点は、提出された「提案見積書」の金額によって算出する。最安価の提案事業者に満点の価格評価点を与え、その他の提案事業者には次の計算式で価格評価点を算出する。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{最安価な提案事業者の見積価格}}{\text{見積価格}} \times 200$$

(3) デモンストレーション評価点の採点方法について (400 点満点)

① デモンストレーション評価

デモンストレーション評価項目及び評価内容並びに評価項目毎の評価点は次のとおりとする。

デモンストレーション実施概要

「システム機能調査表」の「業務機能要件／必要要件」欄に記載されている内容を踏まえたうえで、各デモンストレーション評価項目にかかる業務等（以下「評価項目業務等」という。）について、提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やすさ等のアピールをすること。本市は、各評価項目業務等の詳細な条件等の指定はしない。したがって、提案者が各評価項目業務等の詳細な条件設定を行い、デモンストレーションを実施すること。ただし、「システム機能調査表」の「デモンストレーション評価必須項目」に「○」の記載されている小分類項目については、各デモンストレーション評価項目に関連するデモンストレーションを実施する際、原則、当該項目の「業務機能要件／必要要件」欄に記載されている内容のデモンストレーションを実施すること。

デモンストレーションを実施する時間は、60 分以内とし、デモンストレーション評価項目毎の時間の指定はしないため、提案者が任意でデモンストレーション評価項目毎の時間の配分を設定するものとする。

デモンストレーション評価項目

デモンストレーション評価点 (総合点)					400 点
項番	大項目	項番	小項目	内容	評価点 (満点)
1	電話・窓口 対応業務	1.1	通常対応 業務	「システム機能調査表」の大分類項目「検索画面」「個人画面」の「業務機能概要／必要要件」に記載する内容を踏まえたうえで、電話・窓口業務のうち、通常に対応にかかる提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やすさ等のアピールをするデモンストレーションを実施すること。	20 点
		1.2	分納誓約 業務	「システム機能調査表」の大分類項目「分納誓約業務」の「業務機能概要／必要要件」に記載する内容を踏まえたうえで、分納誓約業務にかかる提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やすさ等のアピールをするデモンストレーションを実施すること。	40 点
2	各種業務処 理	2.1	催告処理 業務	「システム機能調査表」の大分類項目「催告処理業務」の「業務機能概要／必要要件」に記載する内容を踏まえたうえで、催告処理業務にかかる提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やすさ等のアピールをするデモンストレーションを実施すること。	40 点
		2.2	延滞金管	「システム機能調査表」の大	20 点

			理業務	分類項目「延滞金管理業務」の「業務機能概要／必要要件」に記載する内容を踏まえたうえで、延滞金管理業務にかかる提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やすさ等のアピールをするデモンストレーションを実施すること。	
		2.3	時効管理業務	「システム機能調査表」の大分類項目「時効管理業務」の「業務機能概要／必要要件」に記載する内容を踏まえたうえで、時効管理業務にかかる提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やすさ等のアピールをするデモンストレーションを実施すること。	20点
		2.4	欠損管理業務	「システム機能調査表」の大分類項目「欠損管理業務」の「業務機能概要／必要要件」に記載する内容を踏まえたうえで、欠損管理業務にかかる提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やすさ等のアピールをするデモンストレーションを実施すること。	20点
		2.5	財産調査業務	「システム機能調査表」の大分類項目「財産調査業務」の「業務機能概要／必要要件」に記載する内容を踏まえたうえで、財産調査業務にかかる提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やす	40点

				さ等のアピールをするデモンストレーションを実施すること。	
		2.6	滞納処分業務	「システム機能調査表」の大分類項目「滞納処分業務」の「業務機能概要／必要要件」に記載する内容を踏まえたうえで、滞納処分業務にかかる提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やすさ等のアピールをするデモンストレーションを実施すること。	40点
3	抽出・一括処理	3.1	抽出・一括処理	「システム機能調査表」の大分類項目「抽出・一括処理」の「業務機能概要／必要要件」に記載する内容を踏まえたうえで、抽出・一括処理にかかる提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やすさ等のアピールをするデモンストレーションを実施すること。	40点
4	システム管理	4.1	システム管理	「システム機能調査表」の大分類項目「システム管理」の「業務機能概要／必要要件」に記載する内容を踏まえたうえで、システム管理にかかる提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やすさ等のアピールをするデモンストレーションを実施すること。	40点
5	拡張機能	5.1	複数部署対応	「システム機能調査表」の大分類項目「拡張機能」の「業務機能概要／必要要件」に記	80点

				載する内容を踏まえたうえで、複数部署対応にかかる提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やすさ等のアピールをするデモンストレーションを実施すること。	
--	--	--	--	--	--

② デモンストレーション評価点の算出方法

各委員は、各小項目の評価について、以下の【デモンストレーション評価基準表】にて実施して、小項目毎に以下の【デモンストレーション評価点算出式】にあてはめ、各委員の小項目毎の評価点を算出する。

なお、各委員の小項目毎の評価点の総和を審査委員会の構成員数の合計で除して算出した数値を、審査委員会での評価に用いる。

【デモンストレーション評価基準表】

基準点	評価基準
5	デモンストレーションの内容は本市にとって期待以上である。
3	デモンストレーションの内容は標準的なレベルである。
1	デモンストレーションの内容に不安があり、採用には十分な調整が必要である。
0	採用できない。

【デモンストレーション評価点算出式】

評価点 = $\frac{\text{基準点} \times \text{小項目毎の満点}}{5}$